

道路運送法等関係法令の基礎知識について

～ 地域に根ざした輸送サービスの提供のために ～



国土交通省

北陸信越運輸局

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課

1. 道路運送法の基礎知識①

道路運送法上の法体系について

区 分	種 類	種 別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	・路線バス ・高速バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業(法 § 4)	・貸切バス	
	一般乗用旅客自動車運送事業(法 § 4)	・タクシー		
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)			・工場従業員等の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス ・自治体の要請による実証運行
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送(法 § 79)	交通空白地有償運送(省 § 51)		・交通空白地有償運送 (自治体バス)
		福祉有償運送(省 § 51)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送(法 § 78)		・幼稚園バス	日本版ライドシェア
	災害のため緊急を要するときに行う運送(法 § 78)			

法＝道路運送法
省＝道路運送法施行規則

1. 道路運送法の基礎知識②

法第1条（目的）

「～道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。」

“安全・安心”

“公共性”

“利便性・快適性”

法第2条第2項及び第3項（定義）

自動車運送事業

旅客自動車運送事業

貨物自動車運送事業

「他人の需要に応じ」、「有償で」、「自動車を使用して」、「旅客」を運送する事業であって法第3条に掲げるもの。

貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業

法第3条（種類）

種類の別		内 容
	一般乗合旅客自動車運送事業	乗合旅客を運送する事業
一般旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	1個の契約により国土交通省令で定める乗車定員（11人）以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業
	一般乗用旅客自動車運送事業	1個の契約により国土交通省令で定める乗車定員（11人）未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業
	特定旅客自動車運送事業	特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する事業

（コミバス、乗合タクシーはこれ！！）

法施行規則第3条の3（一般乗合旅客自動車運送事業の態様）

※乗合はさらに以下の3つの態様に類別される

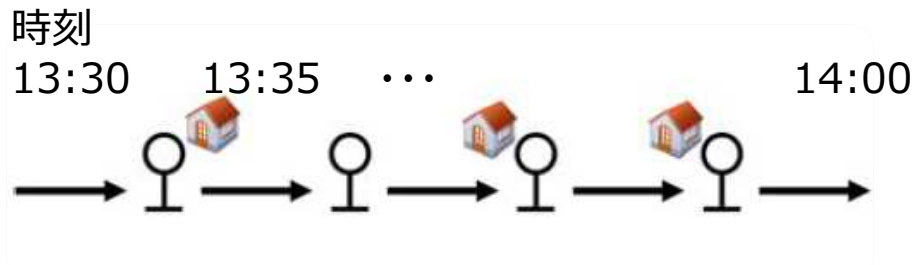
路線定期運行

路線不定期運行

区域運行

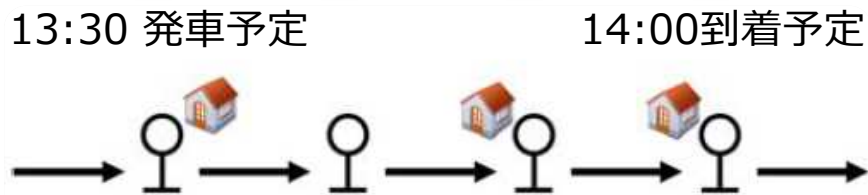
路線定期運行

【通常の路線バス、高速バス】



・決められた時刻に決められたルートを走行して、所定のバス停で乗降する。

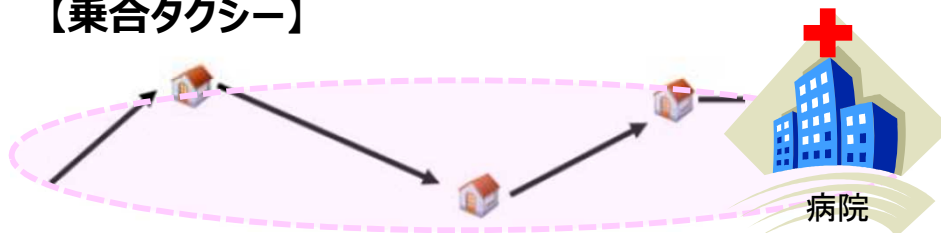
路線不定期運行



・決められたルートを走行して、所定のバス停で乗降するが、起点又は終点の時刻が不定である運行。

区域運行

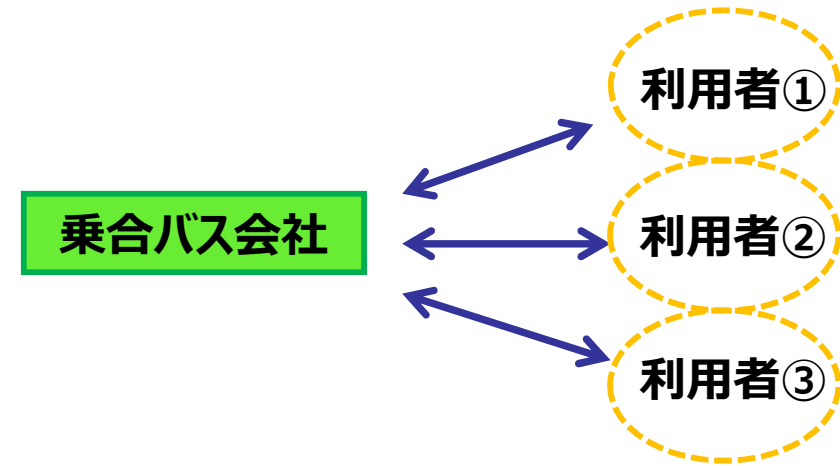
【乗合タクシー】



・運行ルートを設定せず、また、バス停設置を必須としないで、指定エリア内で予約のあった乗降場所を巡回する。

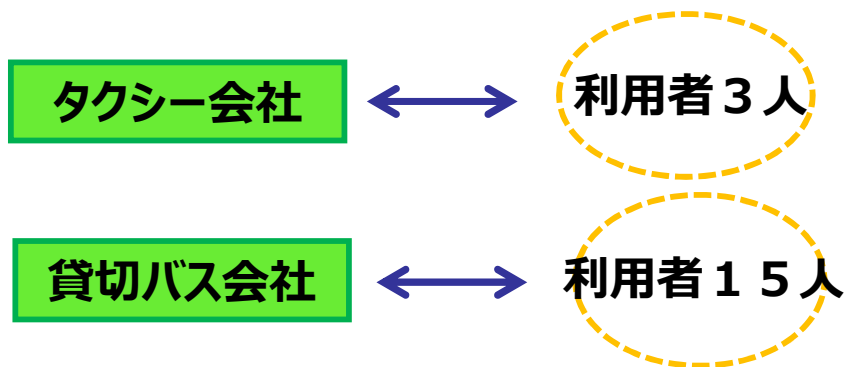
乗合バス会社と利用者の契約関係

乗り合わせ = バス会社と旅客 1 人 1 人との運送契約



タクシー会社・貸切バス会社と利用者の契約関係

「タクシー」・「貸切バス」は会社と利用者との
1 対 1 の 1 個の運送契約



1. 道路運送法の基礎知識④

法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）

「一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。」

法第5条（許可の申請）

※許可申請書には事業計画、運行計画の記載が必要

事業計画

- ① 路線又は営業区域
- ② 停留所の名称、位置、停留所間の距離
- ③ 主たる事務所及び営業所の名称、位置
- ④ 営業所に配置する事業用自動車の数
- ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力

運行計画

- ① 運行系統（ルート）
- ② 運行回数
- ③ 運行時刻

法第15条～15条の3（事業計画、運行計画）

事業計画、運行計画を変更しようとするときは、「認可」又は「届出」が必要

- 手続きごとに「標準処理期間」が定められている。
- 添付書類には事前に関係法令の手続きを済ませる必要があるものもある。



**余裕を持った
準備期間が必要！**

法第9条～9条の3（運賃及び料金）

運賃及び料金を設定・変更しようとするときは、「認可」又は「届出」が必要。

乗合バスの運賃



「上限運賃」の認可

上限の範囲内で実施運賃を届出

コミュニティバスの運賃
（路線定期運行）



「協議運賃」の届出

運賃等協議会において諮られ、協議が調った運賃

乗合タクシーの運賃
（区域運行）



「軽微運賃」の届出

協議不要

法第9条第4項、第5項（運賃及び料金）

法改正前

○地域公共交通会議（道路運送法施行規則第9条の3）

構成員

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

主な協議事項

運行内容等

運賃

改正のポイント

①路線新設等の場合、これまでは「地域公共交通会議」において協議を行っていたが、改正後（令和5年10月1日～）は路線や系統については「地域公共交通会議」で、運賃については「（運賃等）協議会」で、それぞれで協議を行う必要あり。

②地域公共交通会議と連続して（運賃等）協議会で協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員は退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が（運賃等）協議会の協議に参加しないように留意する必要あり。

③市町村又は都道府県は、（運賃等）協議会で協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり。

R5.10.1法改正後

○地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条の2）

構成員（変更なし）

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

○（運賃等）協議会（道路運送法第9条第4項）※新設

構成員

- ・市町村 又は 都道府県
- ・当該運賃等を定めようとするバスorタクシー事業者
- ・地方運輸局長
- ・住民意見代表者（市町村長又は都道府県知事が指定）

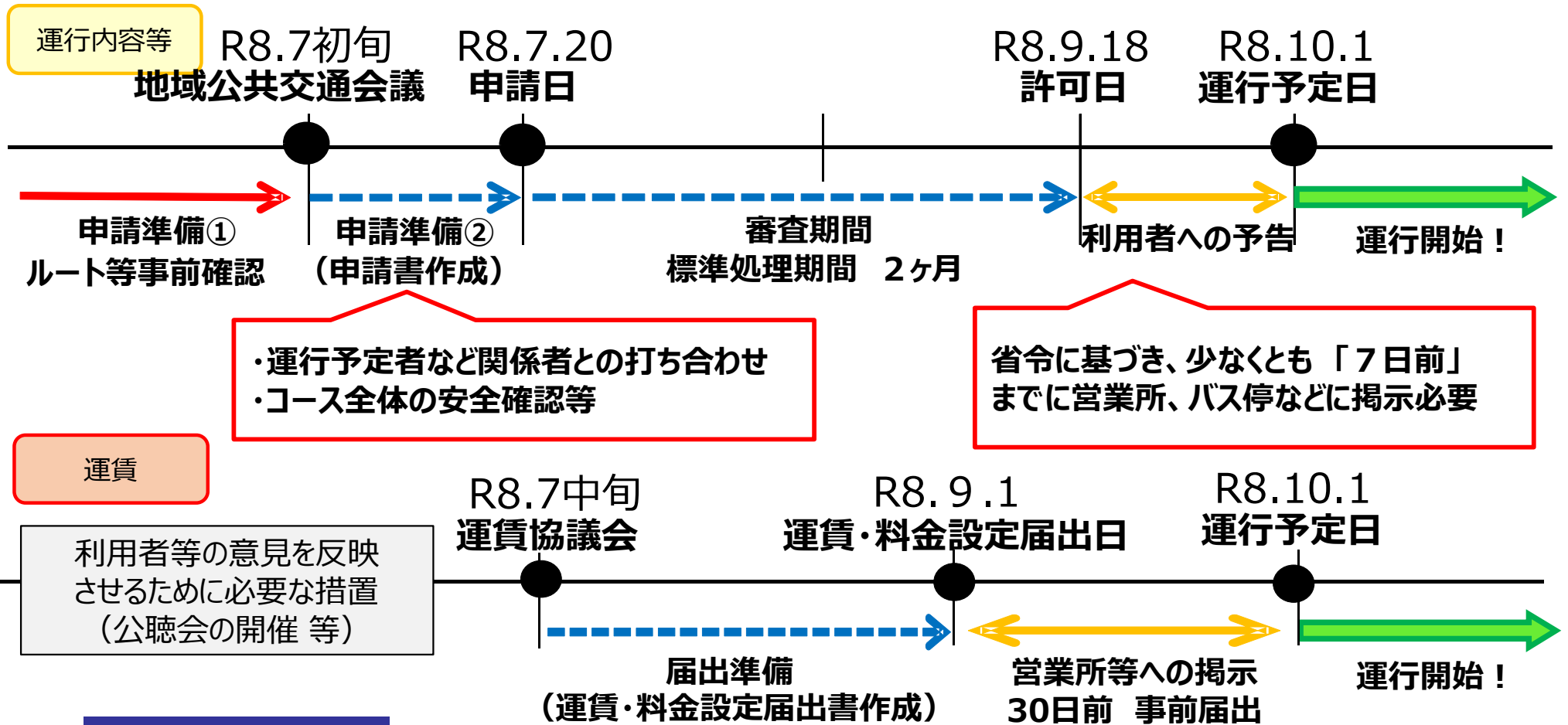
※複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

※利用者等の意見を反映させるために必要な措置

（道路運送法第9条第5項）※新設

- ①公聴会の開催
 - ②パブリックコメントの募集
 - ③市政広報誌への掲載
 - ④地域住民に対するアンケート調査
 - ⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施
- ①②③のいずれか、あるいは④ + ⑤を実施する


例：コミュニティバスの運行ルートを設定するとき（運行事業者が乗合新規経営許可の場合）



補足ポイント

- ★地域公共交通会議等案件に限る新規経営許可申請の際の法令試験の事前実施について
 - これまで一般乗合旅客自動車運送事業の新規経営許可申請を行う際には、申請後、審査期間中に法令試験を受験するよう取り扱っていたが、R2.4.1より地方公共団体から運行を受託して行う予定である者については、それを証する当該地方公共団体からの書面を確認のうえ、法令試験を事前に受験することも可能になった。
 - 事前試験の結果の法令試験合格証は合格日の翌日から起算して6ヶ月間有効とし、新規経営許可申請の受理時点で有効であることを要する。

地域公共交通会議等の協議結果（合意）に基づき、道路運送法上の手続きを行うに当たっては、手続きの弾力化や簡素化の特例措置が設けられています。

- 
- ① 路線の廃止（休止）の届出時期の短縮 ⇒ 協議を調えることにより6ヶ月前から30日前までに短縮。
 - ② 路線不定期運行又は区域運行の実施弾力化 ⇒ 協議を調えることによって、運行の実施が可能に。
 - ③ 使用する車両の弾力化 ⇒ 協議を調えることによって、乗車定員11人未満の車両で運行が可能に。他事業との併用可。
 - ④ 最低車両数の弾力化 ⇒ 協議を調えることによって、営業所ごとに配置する最低車両数基準が緩和。
 - ⑤ 行政処分等により事業計画の変更（拡大）が制限されている場合の特例
⇒ 協議を調えることによって、弾力化が図られる。ただし、新規経営許可申請には適用されない。
 - ⑥ **処理期間の短縮** ⇒ 協議を調えることによって、新規経営許可、路線の延長、路線に配置する車両の最大値の変更などの処理期間が短縮。
 - ⑦ **公安委員会の意見を聴取することの簡素化**
⇒ 路線を所管する公安委員会が委員として参画し、協議を調えることで、交通安全上の意見照会が省略される。
 - ⑧ **バリアフリー基準の適用除外**
⇒ 地域の同意、自治体等からの要請により小型コミュニティバスの車両構造要件等の適用除外認定を受けることが可能に。（乗車定員11人以上23人以下、車両総重量5トﾝ以下）

地域公共交通会議等の事務局として押さえておくべきポイント

◎基本方針等の整合性

- ・ **既定の基本方針（総合計画、交通計画、地域公共交通網形成計画等）との整合性を説明する。**
- ・ **協議に係る事業の導入や変更の趣旨、目的、検討に至った経緯や理由等について説明する。**

◎会議資料に係る留意事項

- ・ 資料は、事業の目的や計画の内容が容易に理解できるように作成する。
- ・ 道路運送法における協議事項を明確にする。
- ・ 協議事項に関し事前調整を行った事項は、口頭説明のみに止めず、資料にも記載する。
- ・ 事業の実施による**利用予測や収支予測（変更の場合は影響等）を資料に記載して説明する。**

◎車両に関する注意事項

- ・ バリアフリー基準の適合の確認は、予備車も含めて行う。
- ・ 運行事業者の営業所の配置車両数が最低車両数（常用5両＋予備1両）を下回る場合、乗車定員11人未満の車両を使用する場合は、協議事項となることに留意する。
- ・ 車両（予備車を含む）の最大値（長さ・幅・高さ又は車両総重量）の変更に伴う公安委員会や道路管理者との事前調整は、既存路線も含めて行う必要がある。導入済みの車両と同一車種であってもマイナーチェンジ等によって、車両の諸元が異なる場合があるため、変更の都度確認をする。

◎情報の共有やスケジュール等に関する事項

- ・ 協議が複数回にわたる場合は、前回までの協議状況等について資料に記載して説明する。
- ・ 幹事会や分科会等で検討を行っている場合や、住民や利用者への説明会やパブリックコメントを実施した場合は、その内容について資料に記載して説明する。
- ・ 運行開始までのスケジュールや、住民や利用者への周知方法について説明する。

◎安全確保の観点から配慮する事項

- **交通安全上、道路管理上の適否（公安委員会、道路管理者との調整状況）について説明する。**
- 停留所の設置に当たっては、道路使用許可、道路占有許可の手続き、地権者や施設管理者等との調整状況、工事の要否などについても説明する。
- 運行回数や運行時刻の設定や変更の際には、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準に留意する。

◎運行事業者の選定について

- 運行を委託する場合の**委託先（運行事業者）**は、安全で利便性の高い地域公共交通を確保・維持していくための**大切なパートナー**となるため、選定に当たっては、**運行経費の多寡のみを基準とすることなく**、収益拡大策、安全性、利便性、環境配慮、緊急時の対応能力などの観点から**総合的に判断することが重要。**

◎交通ネットワークの構築・サービス提供の観点から配慮する事項

- **既存の民間バス路線がある場合は、当該路線との競合など交通ネットワークとしての整合性について説明する。**
- **区域運行の導入や変更を行う場合は、必要性やサービス水準の設定理由等について説明する。**
- 地域内の公共交通機関との乗り継ぎの有無、調整状況等について説明する。
- 利用者への利便性に影響を及ぼす場合は、現行の利用状況（利用目的、利用者数等）や対応方法を資料に基づき説明する。

◎スケジュールを遅らせる要因について

- 地域住民への説明が不足していたため、反対運動や強い要望が生じた。
- 隣接する市町村へ乗り入れをしようとしたが、当該市町村との調整が難航した。
- 走行予定の道路を確認をしたところ、公安委員会や道路管理者の管轄が違っていた。
- 車両の老朽化に伴い代替をしようとしたが、納期や仕様が定まらず予算計上できなかった。

■ 停留所の法定記載事項は、以下のとおりです。（法施行規則第4条第6項）

・停留所の名称 ・停留所の位置 ・停留所間のキロ程

■ 変更手続き

・上記の法定記載事項について、停留所の「名称」、「位置」、「停留所間のキロ程」のいずれかを単体で変更する場合は「事後届出」です。（法施行規則第15条の2）

■ 停留所位置の表記

- ・設置場所が道路等（私有地以外）である場合は、道路使用許可または道路占有許可を必要とするため、停留所位置は「○○地先」の表記により示します。
- ・設置場所が私有地である場合は、その地番又は地内と表記します。

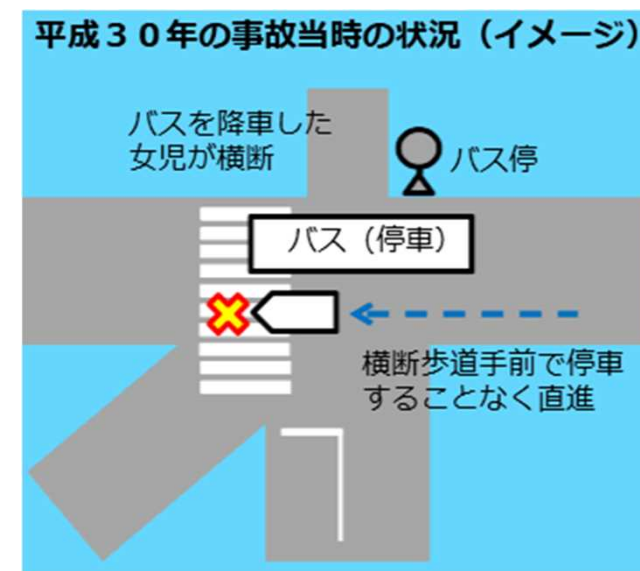
○停留所の設置は、事前調整や許可を受けて設置されているものの、現状では、停車中のバス（車体）が横断歩道や交差点内、または交差点から5m以内にかかる停留所が一部存在

- 令和2年度に、全国53か所で「バス停留所安全対策合同検討会」が発足。安全性の観点からランク分けされたバス停リストを公表しています。この検討においては、路線バスが停車した際に、特段のハード対策がない状態で

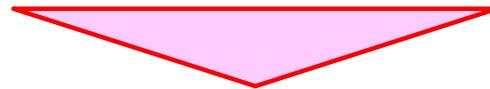
- ・車体が横断歩道にかかる
- ・車体が交差点内、または交差点から5m以内にかかる（バス停自体が交差点から5m以内に設置されている場合を含む）
- ・車体が横断歩道から5m以内にかかる

など、停車環境が十分に確保されていないと判断される場合には、運輸支局において届出を受付できない可能性があります。

▶▶ 十分にご注意願います。



■これらのポイントが押さえられず、「協議事項の欠落」、説明や会議資料の不足による「事実誤認」などによって、**道路運送法上の手続きに必要な合意形成が行われないと...**
道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化の特例措置を受けることができないため、改めて会議を開催したり、運行開始時期を先送りしたり、などの事態になる可能性も...



■地域公共交通会議等の事務局に求められること

- ・ 道路運送法の手続きへの理解を深める。
- ・ 地域住民や委員に対して十分な説明を行う。
- ・ 運行事業者の申請内容を把握し、かつ、情報公開に対応できるスキルを磨く。

一般乗合旅客自動車運送事業にかかる手続き一覧

法：道路運送法 施行規則：道路運送法施行規則

態様	事業計画等の変更等		該当条項		申請・届出等	標準処理期間	
			法	施行規則			
路線定期運行	路線	路線の新設	15条 I	14条	認可	3ヶ月：協議1ヶ月	
		路線の延長	15条 I	14条	認可	2ヶ月：協議1ヶ月	
		路線の休止・廃止	15条の2 I	15条の5	事前届出	(6月前)	
		路線の休止・廃止（旅客利便を阻害しない）	15条の2 I	15条の5	事前届出	(30日前)	
	事業計画	主たる事務所・営業所	名称・位置の変更	15条IV	15条の2	事後届出	
		事業用自動車 ・常用車・予備車の別 ・定員11人未満の別	事業用自動車の数	15条III	15条	事前届出	(7日前)
	自動車車庫		車庫の位置及び収容能力の変更	15条 I	14条	認可	2ヶ月：協議1ヶ月
	停留所	新設・廃止（運賃の変更を伴わない）	15条IV	15条の2	事後届出		
		名称及び位置の変更（運賃の変更を伴わない）	15条IV	15条の2	事後届出		
		停留所間のキロ程の変更（運賃の変更を伴わない）	15条IV	15条の2	事後届出		
	運行計画	運行系統	運行系統の新設（ルート変更等）	15条の3 II	15条の13	事前届出	(30日前)
			運行系統の廃止（路線廃止を伴わない）	15条の3 II	15条の13	事前届出	(30日前)
		運行回数	運行回数の変更（運輸局長が指定する範囲内）	15条の3 III	15条の14	事後届出	
			運行回数の変更（運輸局長が指定する範囲外）	15条の3 II	15条の13	事前届出	(30日前)
	運行時刻	始発・終発の時刻の変更	15条の3 III	15条の14	事後届出		
		運行時刻の変更（運行回数の変更を伴わない）	15条の3 III	15条の14	事後届出		
	運輸期間	運輸期間の設定又は変更	15条の3 II	15条の13	事前届出	(30日前)	
	運賃	上限運賃の変更	9条 I	8条	認可	3ヶ月	
		上限運賃の変更（停留所の新設・位置変更に伴う場合）	9条 I	8条	認可	1ヶ月	
		実施運賃の変更	9条 III	9条	事前届出	(30日前)	
協議運賃の設定・変更		9条 IV	9条	事前届出	(30日前)		
軽微運賃の設定・変更		9条 V	10条	事前届出	(7日前)		
路線不定期運行	路線	路線の新設	15条 I	14条	認可	3ヶ月：協議1ヶ月	
		路線の延長・廃止	15条 I	14条	認可	2ヶ月：協議1ヶ月	
	主たる事務所・営業所	名称・位置の変更	15条IV	15条の2	事後届出		
		事業用自動車 ・定員11人未満の別	事業用自動車の数の変更	15条III	15条	事前届出	(7日前)
	自動車車庫		車庫の位置及び収容能力の変更	15条 I	14条	認可	2ヶ月：協議1ヶ月
	運行系統	運行系統の新設（ルート変更等）	15条 III	15条	事前届出	(30日前)	
		運行系統の廃止（路線廃止を伴わない）	15条 III	15条	事前届出	(30日前)	
	乗降地点	新設・廃止（運賃の変更を伴わない）	15条IV	15条の2	事後届出		
		名称及び位置の変更（運賃の変更を伴わない）	15条IV	15条の2	事後届出		
		乗降地点間のキロ程の変更（運賃の変更を伴わない）	15条IV	15条の2	事後届出		
運行時刻	発地の発車時刻・着地の到着時刻の変更	15条 III	15条	事前届出	(30日前)		
運賃	協議運賃の設定・変更	9条 IV	9条	事前届出	(30日前)		
	軽微運賃の設定・変更	9条 V	10条	事前届出	(7日前)		
区域運行	営業区域	営業区域の新設・廃止	15条 I	14条	認可	2ヶ月：協議1ヶ月	
		主たる事務所	名称・位置の変更	15条IV	15条の2	事後届出	
	営業所		名称	15条IV	15条の2	事後届出	
		新設・位置の変更（営業区域内）	15条IV	15条の2	事後届出		
	事業用自動車 ・定員11人未満の別	新設・位置の変更（営業区域外）	15条 I	14条	認可	2ヶ月：協議1ヶ月	
		事業用自動車の数の変更	15条 III	15条	事前届出	(7日前)	
	自動車車庫	車庫の位置及び収容能力の変更	15条 I	14条	認可	2ヶ月：協議1ヶ月	
	運送の区間	運送の区間の変更	15条 III	15条	事前届出	(30日前)	
	運行時刻	発地の発車時刻・着地の到着時刻の変更	15条 III	15条	事前届出	(30日前)	
		運行間隔時間の変更	15条 III	15条	事前届出	(30日前)	
運賃	協議運賃の設定・変更	9条 IV	9条	事前届出	(30日前)		
	軽微運賃の設定・変更	9条 V	10条	事前届出	(7日前)		

公共ライドシェア・日本版ライドシェア等について



区分	種類	種別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	・路線バス ・高速バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業(法 § 4)		・貸切バス
		一般乗用旅客自動車運送事業(法 § 4)		・タクシー
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)			・工場従業員等の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス ・自治体の要請による実証運行
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送(法 § 79)	交通空白地有償運送(省 § 51)		・交通空白地有償運送 (自治体バス) 公共ライドシェア
		福祉有償運送(省 § 51)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送(法 § 78)			・幼稚園バス 日本版ライドシェア
	災害のため緊急を要するときに行う運送(法 § 78)			

法 = 道路運送法
省 = 道路運送法施行規則

道路運送法第78条

自家用自動車を使用した有償運送としては、従前より道路運送法第78条第2号に基づく「自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送／福祉有償運送）」がありましたが、地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設することが決定されました。

（道路運送法）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、**次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。**

三 **公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。**

公共ライドシェア（自家用有償旅客運送） （道路運送法第78条第2号）

- ◆ **地方公共団体**の主宰する「地域公共交通会議」等で、関係者間で協議が調った場合に導入。
- ◆ **市町村、NPO法人等**が実施。（タクシー事業者も実施に協力可能）
- ◆ **交通空白地有償運送は乗車定員規定なし**。福祉有償運送は乗車定員10人以下。

日本版ライドシェア（自家用車活用事業） （道路運送法第78条第3号）

- ◆ **国土交通省が指定**する、『タクシーが不足する地域、時期及び時間帯』で導入。
- ◆ **法人タクシー事業者**（一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者）が地域の自家用車や一般ドライバーを活用して実施。
- ◆ 乗車定員**10人以下**。

NEW!

自家用車を活用する、いわゆる「ライドシェア」には、2つの種類があります！



自家用有償旅客運送（道路運送法第78条第2号関係）

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、**一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合**に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による**自家用自動車を使用した有償（※）旅客運送**を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものです。

（※）実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲。

○実費の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の約8割を目安とすることとされている。

- ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。
- ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送

（住民等のための「自家用有償旅客運送」）

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、**地域住民、観光旅客その他の来訪者**の運送を行うもの

- 「路線」又は「区域」を設定
- 乗車定員規定なし



福祉有償運送

（身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」）

タクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者等の輸送を行うもの

- 原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス（「区域」を設定）
- 乗車定員11人未満



自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 市町村
 - ・ NPO法人
 - ・ 一般社団法人又は一般財団法人
 - ・ (地方自治法に規定する) 認可地縁団体
 - ・ 農業協同組合
 - ・ 消費生活協同組合
 - ・ 医療法人
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 商工会議所
 - ・ 商工会
 - ・ 労働者協同組合
 - ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団
- ※道路運送法施行規則第48条参照

自家用有償旅客運送を実施する者には、必要な安全体制の確保（運行管理・整備管理の責任者の選任等）が求められます！



自家用有償旅客運送の登録の流れ

自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

① 地域における関係者（※）の協議

【地域公共交通会議（旧「運営協議会」を含む）】

- ・ 自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・ その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

※関係者：関係地方公共団体の長、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、バス・タクシーの運転者が組織する団体、その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

② 道路運送法に基づく登録

【登録申請先】当該地域を管轄する運輸支局等

（市町村又は都道府県に権限が移譲（※）されている場合は、当該市町村又は都道府県）

【有効期間】2年（重大事故を起こしていない場合等は3年、事業者協力型を行う場合等は5年）

※権限移譲先：新潟県、長野県、富山市

自家用有償旅客運送登録後

有効期限の更新

登録時に付された登録期限を更新するための申請。（更新の際も交通会議などでの合意が必要）

登録事項の変更

地域における関係者の協議を経て、変更登録申請。（軽微な変更の場合は変更届出）

実績報告の提出

毎年、前年4月1日から3月末までの実績を「輸送実績報告書」に記載し5月末までに運輸支局等に提出。

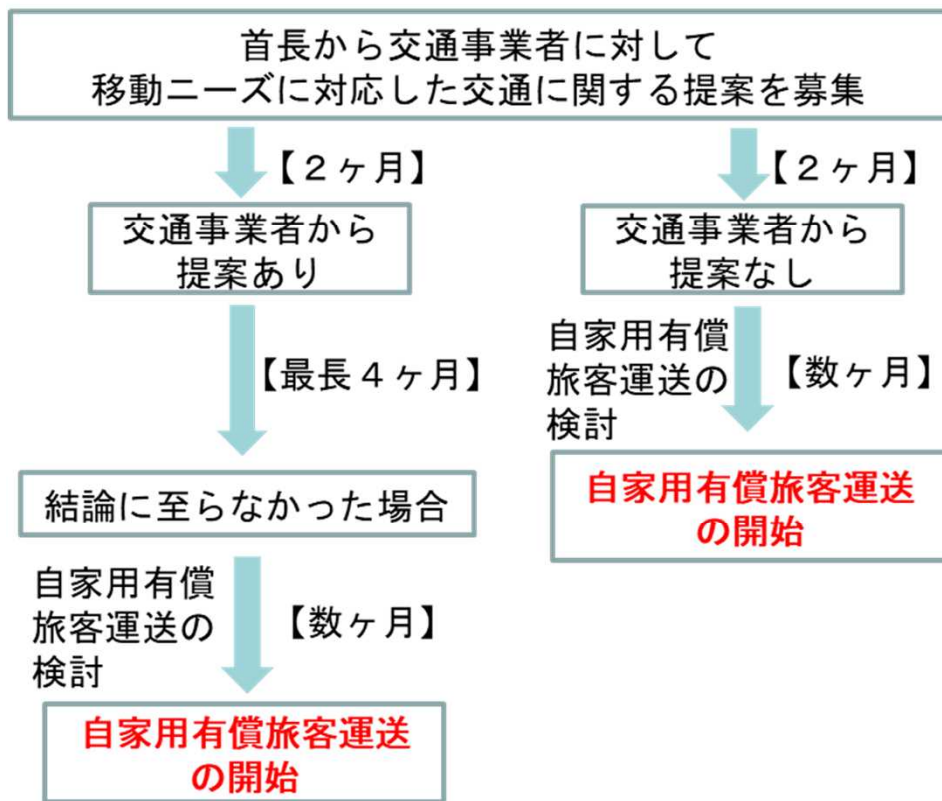
指導・監督

安全体制の確保状況について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

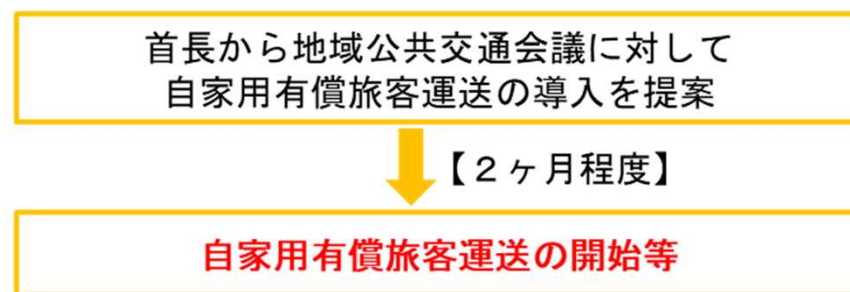
自家用有償旅客運送の検討プロセス

- 地域における関係者が協議を行うため、「**地域公共交通会議**」(旧「**運営協議会**」を含む)を**設置**することが必要です。
- 議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議等の設置要綱に議決に係る方法を定めておきましょう(法令上は、必ずしも全会一致での議決が求められるものではありません)。
- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、**協議内容を踏まえ首長の責任により判断**することができます。(令和6年4月)

<従前のプロセス>

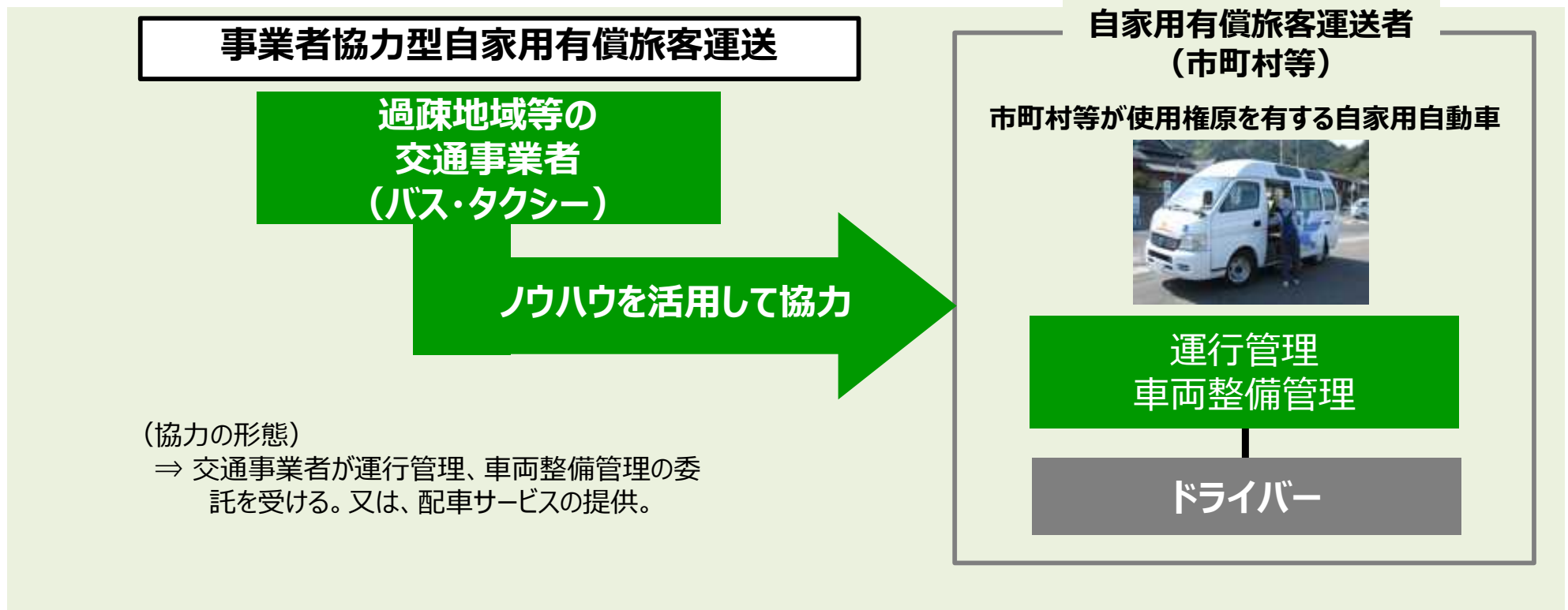


<今後のプロセス>



事業者協力型自家用有償旅客運送の導入（令和2年11月）

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒インバウンドを含む**観光ニーズへも対応**



「処理方針公示」等を北陸信越運輸局ホームページに掲載しています。
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/jikayo/unsou.html
 （北陸信越運輸局トップページから「自家用有償旅客運送・運転代行業」をクリック）



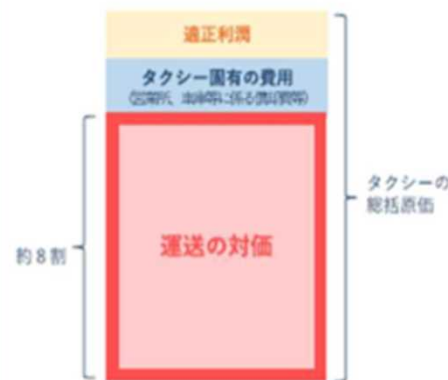
「時間帯による空白」の概念の取込み

「交通空白地」の目安を数値で示すとともに夜間など「時間帯による空白」の概念を通過上明記



「対価」の目安の見直し

対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通過上明記



地域公共交通会議の運営手法の見直し

地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通過上明記



タクシーとの共同運営の仕組みの構築

タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通過上明記



株式会社が参画できることの明確化

交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通過上明記



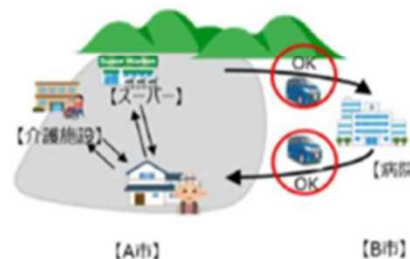
観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通過上明記



運送区域の設定の柔軟化

運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通過上明記



ダイナミックプライシングの導入

一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通過上明記

- ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でなければならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設。
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給。



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

東京の例

1. アプリデータに基づき不足車両数を算出し、自家用車活用事業を行う地域

東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡（12地域）

2. 大都市部以外の地域

1.以外の地域においては、簡便な方法により不足車両数を算出し、事業の実施が可能。

※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす

※自治体が曜日・時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合、その内容を不足車両数とみなす

※当該自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記の暫定的な不足車両数を見直す

実施主体 等

【実施主体】

- 道路運送法第4条第1項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

【運送契約】

- 利用者と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負うものであること。
- 原則配車アプリを活用。(普及していない地域では、電話等当該アプリ以外の方法でも実施可能)
- 利用者と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負うものであること。
- 運送サービスの発地又は着地のいずれかが、事業者が許可を受けている営業区域内に存するものであること。
ただし、地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を十分に確保することが困難であると認められる場合は、隣接する営業区域に営業所を有するタクシー事業者による運送サービスを認めることができる。

運賃関係

- 運賃及び料金は、事業者の事前確定運賃制度に準ずること。
(運送の引き受け時に発着地が確定している運送であること。)
- 運賃及び料金の支払い方法は、原則キャッシュレスによる方法であること。

使用する自家用車

【使用可能な車両数】

運輸局長等が通知する車両数の範囲内であり、かつ、営業所の事業用自動車数の範囲内。

【車両管理】

タクシー事業者は、契約関係にある自家用車ドライバーが自家用車活用事業の用に供する車両を登録し、車両に関する情報を適切に管理する。なお、登録（管理）する車両数に制限はない。

【車体表示】

利用者が判別しやすいよう運行中は、自家用車活用事業の車両であることを外部に見えやすく表示。事業者の名称も外部から把握できるようにする。

【乗車定員】

乗車定員 10人以下の車両であること。

損害賠償能力

任意保険もしくは共済に加入している 又は 運行業務開始までに加入する具体的な計画がある。

補償金額 対人：8,000万円以上 及び 対物：200万円以上

自家用車ドライバー

①第一種運転免許（初心運転者期間は不可）又は第二種運転免許を保有し、自家用車活用事業に従事する日前2年間は無事故+運転免許の停止処分を受けていないこと。

②旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づくものと同様の研修及び指導監督をタクシー事業者が行うこと。

③タクシー事業者が発行した運転者証明（タクシー事業者名、自家用ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限、作成年月日を記載）を携行させる。

運行管理

通達「自家用車活用事業における運行管理について」で定めており、タクシーと同等の運行管理を求められます。

- 【乗務員台帳】 [乗務員台帳を作成](#)し、備え付けること。
- 【指導監督】 自家用車ドライバーに[適性診断を受けさせ、指導監督を行う](#)こと。
- 【勤務時間の管理】 輸送の安全上支障のないよう、[他業での勤務時間等を把握](#)すること。
- 【点呼】 タクシーと同様。
- 【業務記録】 タクシーと同様。[1年間保存](#)。
- 【事故の報告及び記録】 事故が発生した場合、運輸支局へ届け出るとともに記録及び保存をすること。
- 【応急用具等の備付け】 自家用車に[非常用信号用具を備える](#)こと。

※運行管理者の選任：事業用自動車+自家用車が5両以上の営業所は、合計車両数が40両ごとに1名以上選任する必要があります。

車両整備管理

通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」で定めています。

- 【点検整備】 タクシー事業者は、自動車点検基準にもとづき点検し、必要な整備を行うこと。
 - ① 運行前点検 1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検。
 - ② 中間点検 3ヶ月ごとに行う基本的な点検
 - ③ 年次点検 12ヶ月ごとに行う詳細な点検
 - ④ 開始前点検 自家用車活用事業の用に供する前に行う点検
- 【自家用車の記録保存】 点検整備記録簿の写し、年次検査の検査結果の写しを[2年間保存](#)。
- 【年次検査】 自家用車活用事業に使用する自家用車は、[継続車検に加えて直近の継続検査の日から11ヶ月経過する日～12ヶ月が経過するまでに「年次検査」を行い](#)、保安基準に適合することを確認すること。

※整備管理者の選任：事業用自動車+自家用車が5両以上の営業所は、1名以上選任する必要があります。

許可期間 : 許可日から2年間

	公共ライドシェア	日本版ライドシェア	タクシー
根拠法令	道路運送法第78条第2号	道路運送法第78条第3号	道路運送法第4条
実施主体	自治体等	タクシー事業者	タクシー事業者
許可期間	2年間	2年間(事業者許可) ただし、申出した内容は期間を付さないことも可	期限なし
標準処理期間	協議が調った場合、申請後30日	意向調査をし、申請後1ヶ月	申請後3ヶ月
運転者の業務態様	雇用、業務委託のケースあり	雇用のみ	雇用、派遣
運転免許等	1種+大臣認定講習	1種+研修	2種+登録講習
運賃	タクシー運賃の約8割	タクシー運賃(事前確定運賃)	タクシー運賃(メーター、時間制、事前確定運賃)
アプリ使用	任意	現在は選択可 (以前は必須としていた)	任意
地域公共交通会議	要	不要	不要

NEW!

タクシー事業者から申出

- ①タクシー事業者から申出書を提出〔支局へ申出・随時受付〕
- ②申請のあった営業区域のタクシー事業者へ周知・意向調査
- ③意向ありの事業者へ使用可能車両数を配分（通知）
- ④配分を受けた事業者は、事業の許可申請を行い、許可を受けて運送開始〔支局へ申請・標準処理期間1ヶ月〕
- ⑥事業者は、稼働状況を記録して運輸支局へ報告〔不足車両数について検証し、見直しを行っていきます〕

ポイント

- ・時間帯 : 金曜、土曜の16時～翌5時台
(実情に応じて柔軟に設定可能)
- ・運行エリア : タクシーの営業区域全体
- ・不足車両数 : 営業区域内のタクシー車両数の5%
(実情に応じて10%まで設定可能)

※曜日・時間帯、不足台数を拡大する場合は、根拠資料が必要。

タクシー協会から申出

- ①タクシーが不足している「曜日・時間帯・台数」について
タクシー協会から申出書を提出〔支局へ申出・随時受付〕
- ②申請のあった営業区域のタクシー事業者へ意向調査
- ③意向ありの事業者へ使用可能車両数を配分（通知）
- ④配分を受けた事業者は、事業の許可申請を行い、許可を受けて運送開始〔支局へ申請・標準処理期間1ヶ月〕
- ⑥事業者は、稼働状況を記録して運輸支局へ報告〔不足車両数について検証し、見直しを行っていきます〕

ポイント

- ・地域の実情に応じて曜日・運行時間帯・不足車両数を柔軟に設定可能。
- ・運行エリアは、タクシーの営業区域全体

自治体から申出

- ①タクシーが不足している「**曜日・時間帯・台数**」について自治体から**申出書と算出根拠を提出**
〔支局へ申出・随時受付〕
- ②申請のあった営業区域のタクシー事業者へ周知・意向調査
- ③意向ありの事業者へ使用可能車両数を配分（通知）
- ④配分を受けた事業者は、事業の許可申請を行い、許可を受けて運送開始
〔支局へ申請・標準処理期間 1ヶ月〕
- ⑥事業者は、稼働状況を記録して運輸支局へ報告
〔不足車両数について検証し、見直しを行っていきます〕

ポイント

- ・地域の実情（根拠資料）に応じて**運行時間帯等を柔軟に設定可能。**
- ・タクシーの営業区域ではなく、自治体内の**エリアに限定**して申し出・運送することが可能。

協議会から申出

NEW!

- ①地域交通法における協議会にて、協議が調った場合に、タクシーが不足している「**曜日・時間帯**」について協議会から**申出書と算出根拠を提出**
〔支局へ申出・随時受付〕
- ②申請のあった営業区域のタクシー事業者へ意向調査
- ③意向ありの事業者へ使用可能車両数を配分（通知）
- ④配分を受けた事業者は、事業の許可申請を行い、許可を受けて運送開始
〔支局へ申請・標準処理期間 1ヶ月〕
- ⑥事業者は、稼働状況を記録して運輸支局へ報告
〔不足車両数について検証し、見直しを行っていきます〕

ポイント

- ・地域の実情（根拠資料）に応じて**運行時間帯等を柔軟に設定可能。**
- ・運送法における地域公共交通会議は対象外。
- ・タクシーの営業区域ではなく、協議会のエリアで申し出・運送することが可能。
- ・関係協議会全てで協議が調えば、営業区域を拡大することも可能。

- 日本版ライドシェア関係情報(国土交通省HP)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html

- 北陸信越運輸局管内の日本版ライドシェア許可状況(運輸局HP)

https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/private_car/nrs.html

関係通達：交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての法人タクシー事業の許可等に係る取扱いについて

通達改正(令和8年3月31日 一部改正)

NEW!

バス事業者が実施する日本版ライドシェアの先行トライアルについては、バス事業者についてもタクシーの許可を取得したうえで、一部の事業者に限り先行トライアルとして運行することを可能としていた。

先行トライアルとして運行することを可能としていサンプル数を増やすため、先行トライアルに他の事業者も参加できるように **対象事業者を限定しない形に通達改正**。

一般乗合旅客運送事業(乗合バス)からの参入時の審査における取扱いについて

当該事業者がタクシーの許可を取得する際には、一部要件を緩和している。

- タクシー車両の運用を前提とする要件（例：タクシーの最低車両台数等）については適用しない
- 営業所
 - ↳【緩和】適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は要件に適合するものとする。
 - ・営業区域内にあること。
 - ・申請者が、土地、建物について1年以上の使用権限を有するものであること。等
- 休憩、仮眠又は睡眠のための施設
 - ↳【緩和】適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は要件に適合するものとする。
 - ・事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
 - ・申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。等
- 管理運営体制
 - ↳【緩和】バス事業における管理運営体制化で管理運営を行う限り適合するものとする。
 - ・法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。等
 - ・運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。等

曜日・時間帯・台数制限の緩和

- 大都市部以外の地域において、**日本版ライドシェアを実施しようとするタクシー事業者の申し出**により、
 - ✓ **曜日・時間帯の拡大**
 - ✓ **供給車両数の拡大（現在は、原則タクシー台数の5%まで→今後は、10%までに拡大）**
 を可能とする。

(例) 大都市部以外の地域でのタクシー不足状況確認のイメージ



- タクシー事業者は実施状況のモニタリング※に必要なデータを提出し、**供給過剰が発生**するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は**使用可能車両数を減車**する。

※営業収入や実車率の変化等のモニタリング。

- 配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるように、ガイドラインを策定。



電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、地方部での普及を促進

・イベント等の一時的な移動需要の増加に対応し、日本版ライドシェアの供給拡充を実施する。

日本版ライドシェアによる対応

日本版ライドシェアが導入されている地域において、**自治体又はイベント主催者からの要請を踏まえ、時間帯及び車両数を調整。**[※]

※時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整。

- 地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するため、日本版ライドシェアによる運送を可能とする。

災害対応時における日本版ライドシェアの活用

- 地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、**自治体等からの要請**を踏まえ、**車両数及び実施期間を調整**。
- 輸送ニーズを踏まえ、時間制運賃の適用が可能。
- 他の営業区域のタクシー会社による応援も可能。

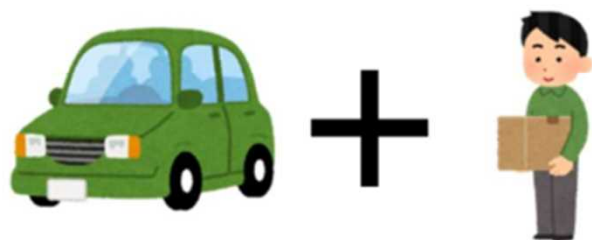
必要に応じて、**災害時等の緊急輸送協定**に日本版ライドシェアを追加するか検討をお願いします。



- ・ タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする。

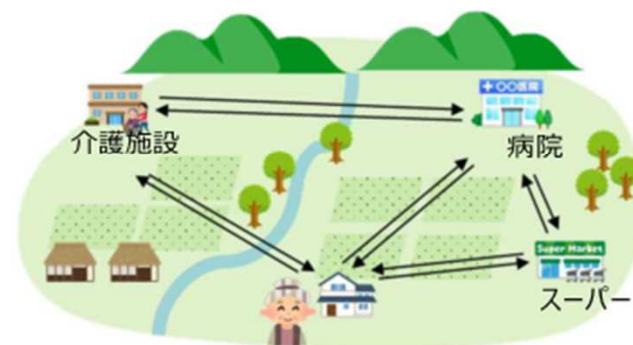
貨客混載

- 地域の関係者と協議が調った場合に、バス・タクシー事業者が、貨物自動車運送事業の許可を得て、貨物運送を行うことが可能。
- 日本版ライドシェアにおいても同様に、自家用車を用いた貨物の運送を可能とする。



協議運賃

- タクシーについては、地域の関係者間による協議を経ることで、独自の運賃を設定することが可能(協議運賃)。
- 日本版ライドシェアについても、協議運賃を設定することができる。



R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」発出の経緯

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

ガイドライン全文は以下URLに掲載しておりますので、ご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000044.html



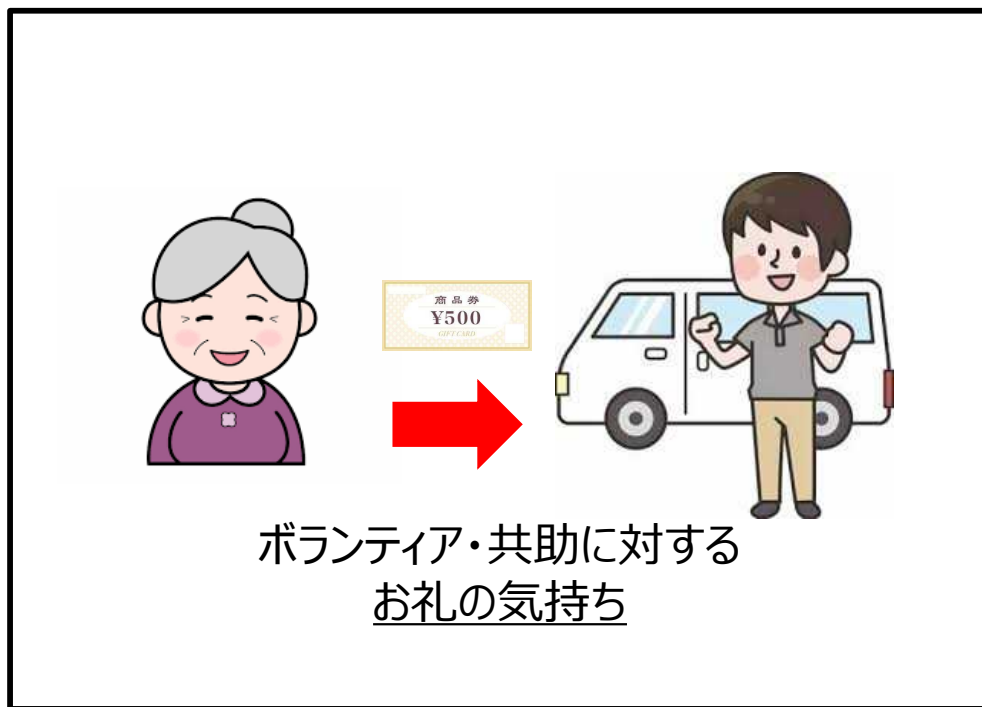
目次（従前の通達との変更点）

- ①無償運送について
→ 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設&介護施設の付随送迎
→ **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー&ガイドに係る付随送迎
→ **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
→ **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
→ **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

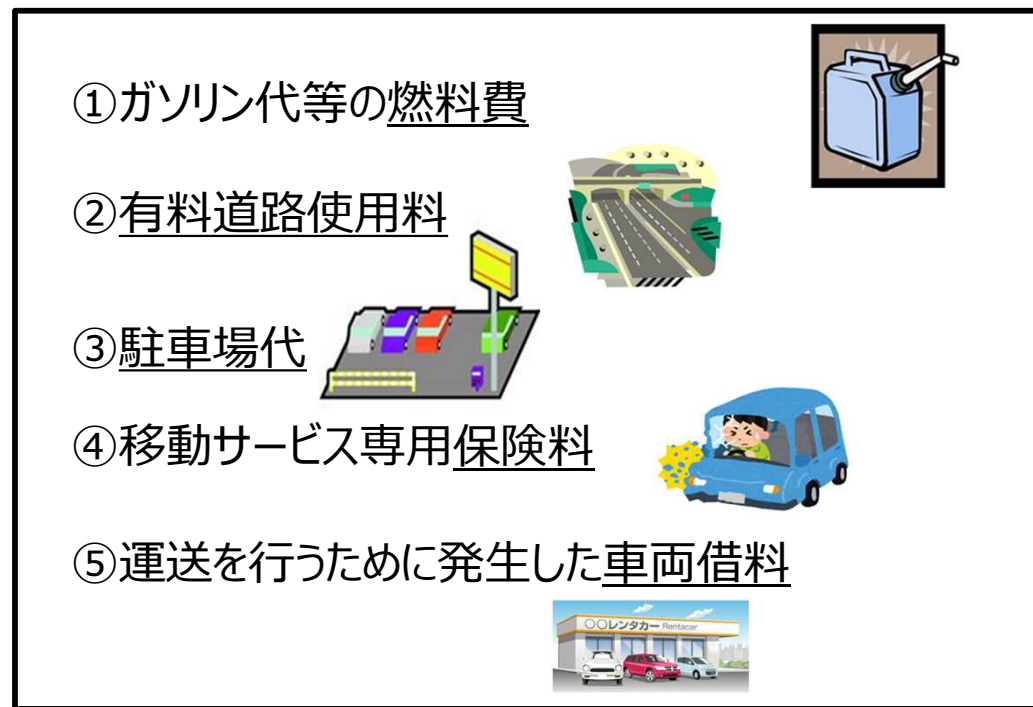
① 無償運送について

- 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。
 - ① 謝礼の支払い
 - ② 実費の請求及び支払い

謝礼の支払い

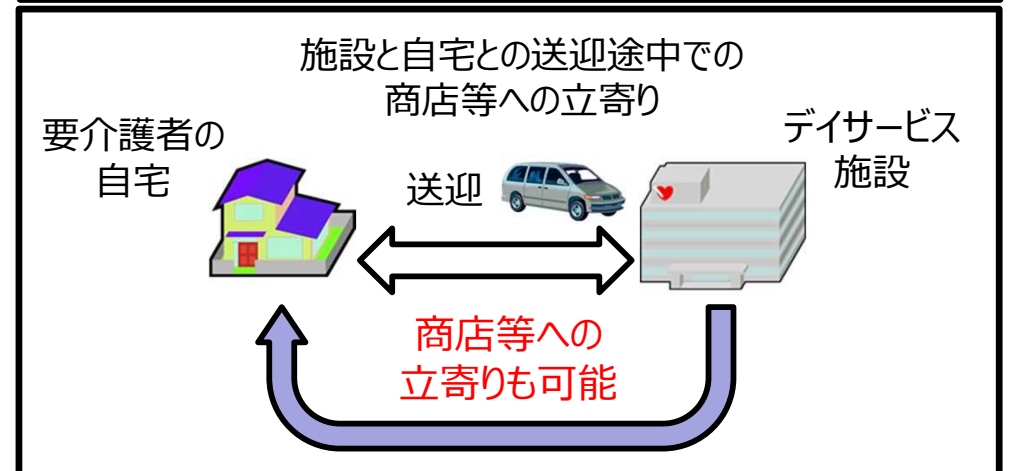
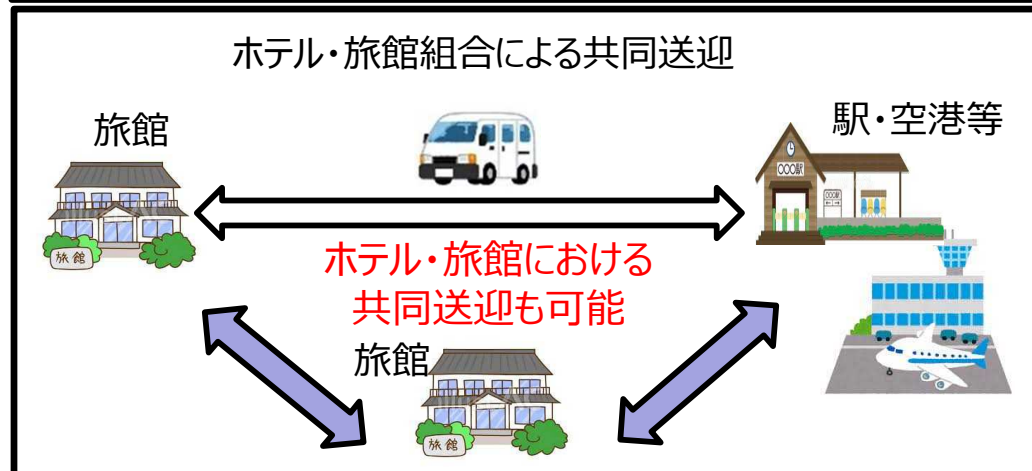
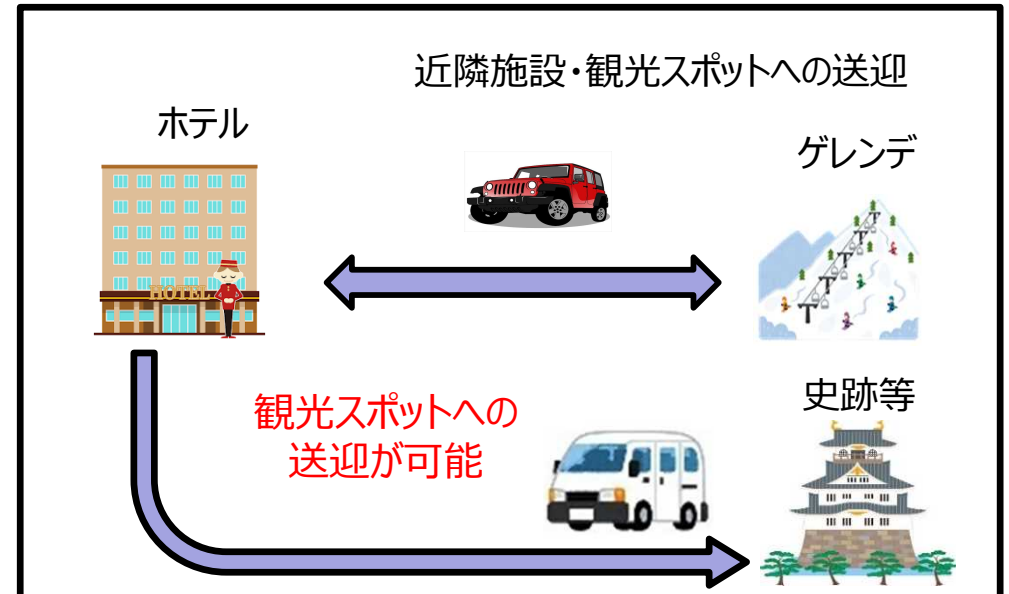
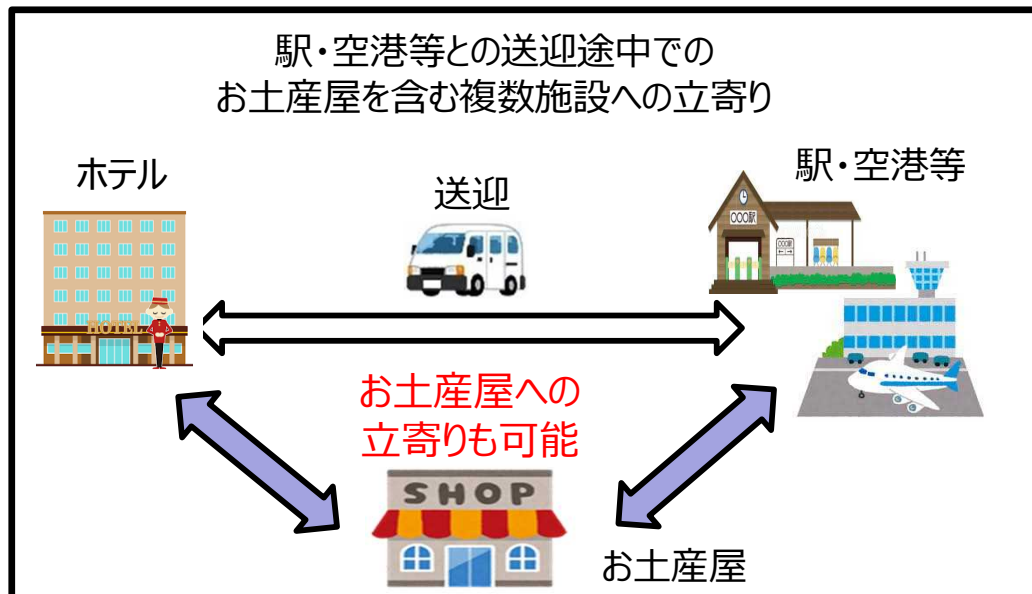


実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)



② 宿泊施設 & 介護施設の付随送迎

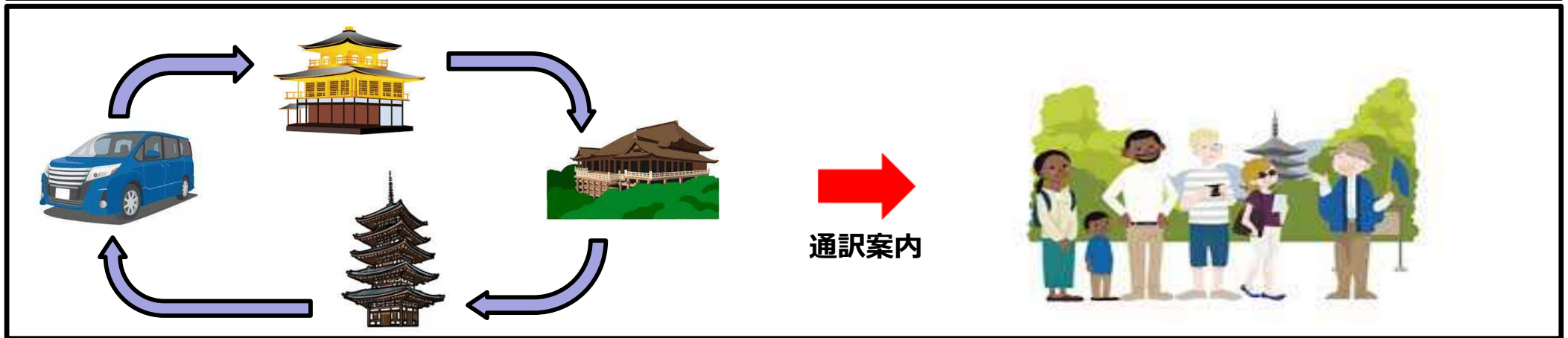
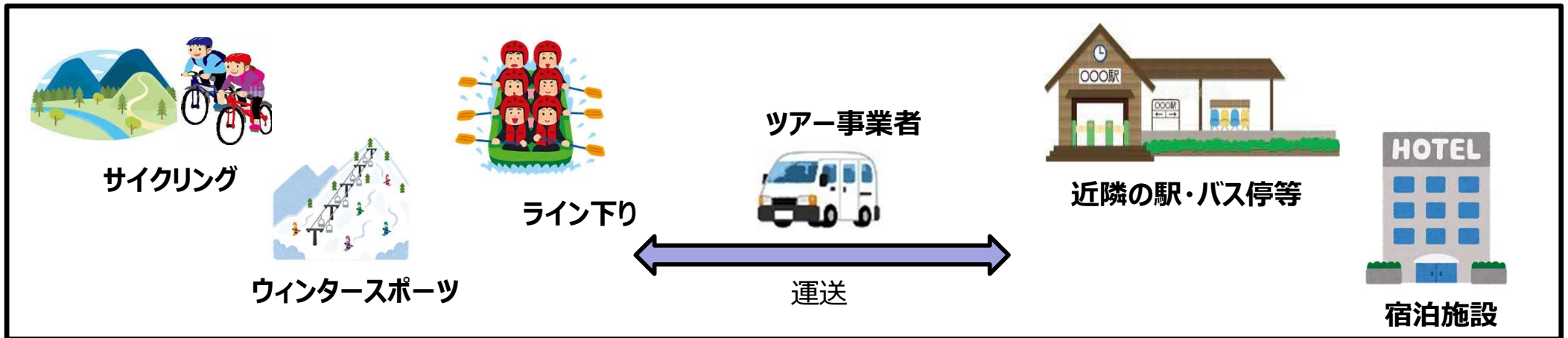
- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする運送において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の運送を行うことも可能です。



許可又は登録を要しない運送

③ ツアー＆ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

④ 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の取扱い

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

1 ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。

送迎

児童宅 ← 送迎 (SCHOOL BUS) → 学校

送迎の有無	学費
送迎あり	32,000円
送迎なし	30,000円

送迎

要介護者の自宅 ← 送迎 → デイサービス施設

送迎の有無	利用料金
送迎あり	6,800円
送迎なし	6,000円

※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて（平成9年6月17日付自旅第101号）」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること（ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。）

